

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である
濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡につきまして、日本医師会より通知がありました。内容につきましては下記の通りであります。
貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

今般、東京都をはじめ新型コロナウイルス感染症患者が急増している地域において医療提供体制を確保するための緊急的な対応として、同感染症対策に従事する医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、同感染症対策に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされ、本会に対しても周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。なお、同感染症対策に従事する医療従事者以外の関係者についての考え方については追って示すとしています。

【要件】

- 同感染症対策に従事する医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、同感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を感染経路とする同感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html